

必要な時にいつでもWEBで確認

2025年
2月21日(予定)
より利用可能

医療費
通知



ジェネリック
差額通知

被保険者様とご家族の月間の医療費明細だけでなく、処方されたお薬の費用やジェネリック医薬品に変更した場合の最小の差額がWEBでご確認いただけます。また、確定申告をe-Tax（電子申告）で行う場合に利用できる医療費控除用のデータも提供しておりますので、お役立てください。

ご利用にあたり、まずは下記の手順で初回登録をお願いいたします

1 iBssポータルサイトにアクセスしログインします。【 <https://ibss.jp/portal/signup.ibss> 】

保険者指定コード: Nitto

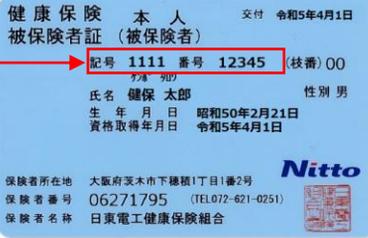
記号: []

番号: []

生年月日: yyyy/mm/dd

氏名(カナ): []

保険者指定コードに【Nitto】と入力し、保険証等に記載されている記号・番号・生年月日・氏名（カナ）を入力してください。お手元に保険証等をご用意ください。



初回ログイン

スマートフォンからでも！
Safari11以上、Chrome最新版
※印刷等、一部ご利用いただけない機能がございます



2回目以降のログイン

2回目のログインでは登録いただいたIDとパスワードを入力いただけます。
URL : <https://ibss.jp/portal/ibssInsuredUser.ibss/>



2 ご自身のIDとパスワードを作成します。

登録完了

ご自身でIDとパスワードを作成し、メールアドレスを入力してください。登録したアドレス宛に届く認証コードを入力すれば初回登録完了です。

＜メールが届かない場合、以下の原因が考えられます＞

- ① 入力したメールアドレスが間違っている。
- ② 迷惑メールのフィルタでブロックされている。
⇒ 「nitto-kenpo@ibss.jp」からメールが届きますので、受信設定を変更してください。
- ③ (会社PCの場合) 外部メールの受信ができないように設定されている。
⇒ 外部受信の設定を変更いただくか、別のメールアドレスを登録してください。
- ④ 迷惑メールフォルダに届いている可能性がある。
⇒ フォルダ内の確認をお願いします。

3 ログイン後、医療費通知・ジェネリック医薬品差額通知を確認できます。

月間医療費

項目	2020年3月	合計
○ 月間合計	医療費総額 ¥47,930	
	保険外負担 ¥33,551	負担総額 ¥14,379
	公費負担 -	
○ 有期会社クローバーソフト(扶養適用)		
適用した方	千代田 太郎 太郎	医療費総額 ¥1,000,000
年齢	性別	39
		負担総額 ¥1,000,000
		公費負担 ¥1,000,000

ジェネリック差額明細

項目	2020年	合計
ジェネリック医薬品の標準価格	18%	
標準的な差額		¥174~
○ 千代田 太郎		
2020年1月		
処方されたお薬	100mg	
標準的な差額		¥174~
負担総額		¥174~

医療費通知はPDFをダウンロードし印刷することが可能です。
e-Tax連携用のXMLデータのダウンロードも可能です！
(スマートフォンからはダウンロード不可)

● 医療費通知を使用して医療費控除を申告する場合

手順1	手順2	手順3	手順4	手順5
<p>健保HP等からiBssの初回登録サイトにログイン</p> <p>初回登録サイトURL https://ibss.jp/port al/signup.ibss</p>  <p>※登録には保険証等が必要</p>	<p>初回登録サイトにて、IDとパスワードを作成し、メールアドレスを登録</p>  <p>※メールアドレスを準備</p>	<p>iBssシステムにログイン (2回目以降ログイン)</p>  <p>※手順2のIDとパスワードを入力してログイン</p> 	<p>医療費通知の画面から医療費通知のXMLデータダウンロード・印刷</p>  <p>※e-Tax用のXMLデータのダウンロードはパソコンのみ可</p> 	<p>入手した医療費通知等で確定申告 (医療費控除申告は通年受付)</p>  <p>←医療費控除の入力方法 (国税庁動画)</p> 

裏面参照

手順4

医療費通知の画面から、年間医療費通知 (2024年分: 1月~11月診療分) の
①XMLデータと②PDFデータがダウンロードできます。

<iBss トップ画面>



<iBss 医療費通知の画面>



手順5

確定申告において、入手した医療費通知を使って医療費控除申告ができます。
(2024年12月診療分は、「医療費控除の明細書」等に領収書の内容を追加入力してください。)

- ・医療費通知を使った方法の他、マイナポータルを使った方法でも医療費控除申告ができます。
- ・確定申告の方法や詳細、e-Taxの操作方法等についてご不明な点がある場合は、**国税庁のHPやお近くの税務署へお問い合わせください。** (健保ではお答えできません。)

- ・国税庁確定申告特集 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm>
- ・国税庁確定申告書等作成コーナー <https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl>
- ・e-Taxお問い合わせ窓口 <https://www.e-tax.nta.go.jp/toiawase/toiawase.htm>